

日光市立湯西川小中学校いじめ防止基本方針(概要版)

本校では、全ての教職員が、「いじめほどの子どもにも起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校を挙げて取り組みます。いじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関等とも連携しながら、「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」学校を目指します。特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。【いじめ防止対策推進法第2条第1項】

2 組織的な対応に向けて

- いじめ対策委員会として「いじめ未然防止・早期発見に係る委員会」（定期開催）と「いじめ認知時の対応に係る委員会」（随時開催）を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で問題を抱え込まず、組織的に対応します。
- 児童生徒及び保護者に対して、いじめ対策委員会の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- いじめをはじめとする児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

3 いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身に付けさせるため、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論することなど、いじめの防止に資する活動等を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図られるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動を取る重要性を理解させるよう努めます。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

4 いじめの早期発見・事案対応に向けて

- いじめは、大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするという点を、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒のささいな兆候であってもいじめの可能性を疑い、見逃さないようにします。
- アンケートや個人面談の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

5 いじめの解消に向けて

- いじめられた児童生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられた児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、いじめ対策委員会に報告し、組織的な対応につなげます。
- いじめた児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度といじめることのないよう、しっかりと指導します。
- いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめを見ていた児童生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず報告しようとする態度を育成します。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為が止んだことをもって安易に判断することなく、いじめられた児童生徒の状態を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。